

岡崎市周辺環境に影響を及ぼすおそれのある特定事業の手續及び実施に関する条例  
(特定事業紛争調停委員会部分抜粋)

第6章 特定事業紛争調停委員会(第16条・第17条)

(組織)

第16条 市に、第13条第2項に規定する調停を行うため、市長の附属機関として岡崎市特定事業紛争調停委員会(次項及び次条において「調停委員会」という。)を置く。

- 2 調停委員会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

(運営)

第17条 調停委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、調停委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 調停委員会の会議は、委員長が招集する。
- 5 調停委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 6 調停委員会においては、委員長が議長となる。
- 7 調停委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 8 この条例に定めるもののほか、調停委員会の議事の手續その他運営に関し必要な事項は、調停委員会が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。